

第 20 非常コンセント設備

1 設置位置

非常コンセントの設置位置は、階段室、階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に視認できる 5m 以内の位置とし、原則として連結送水管の放水口と同一位置に設置すること。

2 コンセントの差込み接続器のプラグ受け

保護箱内には、規則第 31 条の 2 第 3 号に規定するプラグ受けを 2 個設置すること。

3 保護箱

(1) 保護箱の扉は、容易に開閉でき、かつ、操作に支障のない開放角度を有するものとする。

(2) 保護箱内には、差込みプラグの離脱を防止するためのフック等を設けること。

4 電源及び配線

(1) 電源の配線用遮断器には、非常コンセント用である旨を表示すること。

(2) 電源の回路には、地絡により電源を遮断する装置を設けないこと。

(3) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とし、それぞれ単独に独立して配線するとともに、専用の電源から非常コンセントへの分岐回路には、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。

(4) 保護箱内の配線、プラグ受け及び分岐用の配線用遮断器の充電部は、露出しないように設けること。

5 非常電源

非常電源は、第 22 非常電源によること。